

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

企業局管理規程

- 千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県企業局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程
- 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四条第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程

企業局管理規程

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月三十一日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第一号

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局組織規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表水道部の項給水課の目配水施設室の節及び給水装置班の節を次のように改める。

配水工務室	配水工務企画班 配水工務推進班
管理・給水装置室	施設管理班 給水装置班

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月三十一日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第二号

千葉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程（平成七年千葉県水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前（当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも二十四日前に行う旨を公告した場合に限る。）」を削る。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県企業局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月三十一日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第三号

千葉県企業局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉県水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された

令和7年3月31日（月曜日）		報	県	葉	千	号外第45号
電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。 第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。 この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三））第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 附 則 この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。						
県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 第四条第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程をここに公布する。 令和七年三月三十一日 千葉県企業局長 三 神 彰 千葉県企業局管理規程第四号 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四条第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程 1 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十五号。以下「条例」という。）第四条第八号の規定により同条第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号に掲げる者とする。 一 条例第四条第一号又は第二号の規定による卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第一号の規定による卒業者にあつては一年以上、同条第二号の規定による卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（同条第一号の規定による卒業者にあつては一年以上、同条第二号の規定による卒業者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） 二 外国の学校において、条例第四条第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数の二分						
の一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 四 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 2 条例第五条第四号の規定により同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号に掲げる者とする。 一 条例第四条第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、同条第五号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二 外国の学校において、条例第五条第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）第十四条第三号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 五 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 附 則 （施行期日） 1 この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。 （経過措置）						

2 平成三十一年四月一日前に行われた技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、本則第一項第三号及び第二項第四号の規定の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。 3 令和六年四月一日前に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号）第三条の規定による改正前の省令第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、本則第二項第三号に規定する者とみなす。	
---	--

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八